

# 社会福祉法人八幡民生事業協会

## 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人八幡民生事業協会定款第21条に規定する役員及び第8条に規定する評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等には、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) この法人の全理事の報酬総額は、年間1,100万円以内とする。（通勤手当除く）
- (2) この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。（通勤手当除く）
- (3) 理事長については、報酬並びに通勤手当、期末手当及び勤勉手当を支給する。
- (4) 業務執行理事については、職員給与規程に掲げる本俸並びに管理職手当、扶養手当、調整手当、超過勤務手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を支給する。
- (5) 理事長及び業務執行理事でない理事、評議員及び監事(以下「非業務執行理事等」という。)については、業務に応じた報酬を支給することとし、職員給与規程に掲げる本俸及び各種手当は支給しない。

### (理事長及び業務執行理事の報酬等の算定方法)

第4条 理事長及び業務執行理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 理事長の報酬については、別表第1に定める額
- (2) 業務執行理事の本俸については、職員給与規程に基づく給与の額
- (3) 管理職手当については、職員給与規程第18条の規程に準ずる額
- (4) 扶養手当については、職員給与規程第12条の規程に準ずる額
- (5) 調整手当については、職員給与規程第11条の規程に準ずる額
- (6) 超過勤務手当については、職員給与規程第19条の規程に準ずる額

- (7) 通勤手当については、職員給与規程第16条の規程に準ずる額
- (8) 期末手当については、職員給与規程第21条の規程に準ずる額
- (9) 勤勉手当については、職員給与規程第22条の規程に準ずる額
- (10) 退職手当については、職員給与規程第24条の規程に準ずる額
- (11) 職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づく旅費（交通費、日当、宿泊料）の額

（非業務執行理事等の報酬等の算定方法）

第5条 非業務執行理事等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 非業務執行理事等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づく旅費（交通費、日当、宿泊料）の額

（当法人職員給与との併合）

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しないものとする。

（報酬等の支給方法）

第7条 理事長及び業務執行理事に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月20日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第9条に準じた日とする。
- (2) 期末手当、勤勉手当については、毎年6月と12月とする。
- 2 非業務執行理事等に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額、及び本人から申し出があった積立金等を控除して支給する。

（報酬の日割り計算）

第8条 新たに理事長及び業務執行理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 理事長及び業務執行理事が退任し、又は解任された場合は、その前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

（端数の処理）

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 当法人はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

付 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 「社会福祉法人八幡民生事業協会役員等に対する旅費及び費用弁償に関する規程」は廃止する。

(施行期日)

3 この規程の改正は、平成28年4月1日より施行する。

(施行期日)

4 この規程は、平成29年6月20日より施行する。

5 「社会福祉法人八幡民生事業協会役員等に対する旅費及び費用弁償に関する規程」は廃止する。

(施行期日)

6 この規程は、平成30年3月16日から施行する。

(施行期日)

7 この規程は、平成31年3月22日から施行する。ただし、別表2(3)に定める規程については平成29年4月1日に遡って適用する。

別表 1

区 分	月額報酬額(限度額)	備 考
理 事 長	200,000円	

別表 2 (非業務執行理事等の報酬)

## (1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

## (2) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

## (3) 監事

	日 額
監事監査等への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円
事前審査及び臨時監査等の出席	30,000円

上記事前審査及び臨時監査等の出席の報酬額については、源泉徴収後の金額とする。

## (4) 各施設の事業運営の実情を把握するための施設活動等の視察

	単 位	金 額
車賃 (自家用車利用)	1キロメートルにつき	15円

高速道路を使用した場合は、上記とは別途実費を支給する。